

議第85号

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例について

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

施設の利用促進を図るため及び秋神研修センターを廃止するため改正しようとする。

高山市公民館設置条例の一部を改正する条例

高山市公民館設置条例（昭和36年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>本市に</u>公民館を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会（指定施設にあつては、指定管理者。次条において同じ。）に使用願を提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の収入)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>法第20条に定める目的のため並びに市民の生涯学習及び交流をはじめとする多様な活動の場として、</u>公民館を設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会（指定施設にあつては、指定管理者。次条及び第7条において同じ。）に使用願を提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の収入)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>(物品等の販売)</u></p> <p>第7条 <u>公民館において飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>第8条・第9条 (略)</p>

改正前

別表第1（第2条関係）

名称	位置
岩滝公民館の項～一之宮公民館の項（略）	
久々野公民館	高山市久々野町久々野1505番地4
秋神研修センター	高山市朝日町桑之島71番地
燦燦朝日館ふれあいホール <small>さんさん</small> の項～奥飛驒総合文化センターの項（略）	

別表第2（第6条関係）

名称	区分	使用時間区分						延長1時間につき	冷暖房料 (1時間につき)
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30		
高山市公民館の部～一之宮公民館の部（略）									
久々野 公民館	多目的ホールの款～3階会議室の款（略） 視聴覚室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
秋神研 修セン ター	大会議室	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	研修室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	老人室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	青年室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	調理実習室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
燦燦朝日館ふれあいホール <small>さんさん</small> の部～上宝公民館の部（略）									
奥飛驒 総合文 化セン ター	多目的ホールの款～調理実習室の款（略） 小会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	ホワイエ	1,550	1,990	1,990	3,540	3,980	5,530	980	760
名称	区分	使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料				
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30		
岩滝公民館の部・新宮公民館の部（略）									

備考

改正後

別表第1（第2条関係）

名称	位置
岩滝公民館の項～一之宮公民館の項（略）	
久々野公民館	高山市久々野町久々野1505番地4
燦燦朝日館ふれあいホール <small>さんさん</small> の項～奥飛驒総合文化センターの項（略）	

別表第2（第6条関係）

名称	区分	使用時間区分						延長1時間につき	冷暖房料 (1時間につき)
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30		
高山市公民館の部～一之宮公民館の部（略）									
久々野 公民館	多目的ホールの款～3階会議室の款（略） 視聴覚室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	ホワイエ	2,270	3,240	3,240	5,510	6,480	8,750	1,550	—
燦燦朝日館ふれあいホール <small>さんさん</small> の部～上宝公民館の部（略）									
奥飛驒 総合文 化セン ター	多目的ホールの款～調理実習室の款（略） 小会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	ホワイエ	1,550	1,990	1,990	3,540	3,980	5,530	980	760
名称	区分	使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料				
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30		
岩滝公民館の部・新宮公民館の部（略）									

備考

- 1 丹生川公民館、清見公民館、荘川公民館、燦燦朝日館ふれあいホールさんさん、高根公民館及び上宝公民館を除き、区分欄に掲げる場所以外の場所を使用する場合の使用料は、高山市行政財産の目的外使用に

1・2 (略)

3～5 (略)

係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の規定により算出した額とする。

2・3 (略)

4 使用者が商業宣伝を目的として使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額を加算する。

5 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。

6～8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 改正後の高山市公民館設置条例の規定により使用の許可又は物品等の販売の許可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

3 高山市教育委員会又は指定管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において許可を受けたものとみなす。